

# 広域連携について

---



# **前回の議論の整理**

## **(資源・専門人材の共同活用、都道府県による補完・支援)**

---

# 資源・専門人材の共同活用についての論点と考え方①

## 論点

- ① 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、地域の枠を越えて資源を共同活用することが必要になると考えられるが、どのような取組が求められるか。とりわけ、多くの市町村にとって喫緊の課題になっている専門人材の確保についてどう考えるか。

### 第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

#### (広域連携の取組の計画作成段階と執行段階を分けて考える必要性)

- 自治体の業務を、計画を作成する部分と、作成した計画に基づいて執行する部分に分けて考えた場合、執行面については柔軟に連携・協力するための仕組みが整っている一方、計画作成面については、マイナスサムの局面で競争すべきでないところでの競争はやめる合意をするという連携も期待されるのではないか。

#### (広域連携における公共私連携、デジタル化の取組の必要性)

- 連携中枢都市圏において行われている取組を見ると、公共私連携やデジタル化に関連する取組が少ないように思う。そういった取組を行うための広域連携が必要ではないか。

#### (広域連携による専門人材の確保の必要性)

- 組織が組織として機能するためには、経験の継承が行われる必要がある。複数の人材が世代をまたいでシフトしていくことが必要であり、それが困難な場合には、何らかの方法で統合しないと組織としての文化が守れないのではないか。
- 採用試験を複数の団体が一括して実施し、採用自体は個々の団体において行うことも考えられるのではないか。
- 土木技師やICT人材などは、官民ともに不足しており、人材獲得競争がなされている実態もあることから、人材をどのように育てていくかも大事ではないか。人材育成の観点からも連携が重要ではないか。
- 技術職だけでなく、観光の企画などそれぞれの分野の専門的なスキルが必要な人材の連携も必要ではないか。
- 半公半民のような人材（例：政府CIO補佐官）も考えられないか。
- 民間との人材の共有については、うまくいく場合もあるが、行政と民間とが規制する側とされる側とに分かれる場合には適当ではなく、自治体間の水平連携か垂直連携で対応するしかないのではないか。
- 専門人材のシェアは進んでいくと思うが、人材に余裕がない中で効率的に業務が行えるようにするための環境整備（例：テレビ会議を通じた遠隔でのコミュニケーション）も必要ではないか。

# 資源・専門人材の共同活用についての論点と考え方①

## 考え方

### (計画段階での調整を進める必要性、公共私連携の視点)

- 市町村間の広域連携について、広域的な産業政策などの比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、資源・専門人材の共同活用や、公共施設等の適正配置、市町村の区域をまたぐ公共交通網の整備、都市計画の広域調整など、合意形成が容易でない課題への対応を進めていくためには、計画段階での合意形成、利害調整を円滑に進める仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 市町村間の広域連携の推進に際しては、地域における共助の担い手や、民間事業者など、公共私連携の視点も重要ではないか。  
⇒ 「市町村間の広域連携における計画段階での調整」のテーマで後日議論予定。

### (施設・インフラ、情報システムなどの資源の共同活用の必要性)

- 施設・インフラ、情報システムなどの資源や、専門人材を地方公共団体間で共同活用する取組が重要ではないか。  
⇒ 情報システムの広域連携については、「行政のデジタル化」のテーマとして別途議論中。

### (専門人材の共同活用の必要性)

- 特に、生産年齢人口の減少に伴い、官民ともに人手不足が全国的に深刻化するとともに、住民ニーズが高度化・多様化・複雑化する中で、技術職員(土木・建築・農業・林業)、保健師、ICT人材等の専門人材を十分に確保することが困難になってきており、特に、市町村においては、厳しい人材獲得競争の中で専門人材を単独で採用することが一層困難になることが見込まれる。  
こうした状況を踏まえると、専門人材を地方公共団体間で共同で確保・育成し、活用する必要性が高まっているのではないか。
- また、利害関係の有無等に十分留意しつつ、職種によっては専門人材を民間と共同活用することも考えられるのではないか。

## 論点

- ② 各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、地域の枠を越えた資源・専門人材の共同活用に向けて、市町村、あるいは都道府県はどのような役割を果たすことが求められるか。

### 第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

- 地域で中心的な役割を果たす市町村の役割が大きくなってきているのではないか。
- 自主的に市町村が広域連携するという方針は堅持するとしても、都道府県の役割を検討する必要があるのではないか。
- 人材や資源の共同活用について考えると、現在は、水平連携がうまくいくところは連携して、うまくいかない、枠組みに乗れない小規模なところは都道府県が補完して、という整理になっているが、今後、連携中枢都市圏等のエリアでも人材確保が困難になる可能性もある。そうなった場合に、都道府県の役割が重要になってくるのではないか。
- 人材育成の観点から、都道府県が役割を果たすことが求められるのではないか。市町村ではやりきれない部分をカバーしたり、若い世代を育成して一定の年齢になったら市町村に移していったりなど、事務と人材のサステナブルな仕組みを地域ごとに構築していくことが必要ではないか。
- 例えば、地域の人材マップといったような、どこの地域にどういう専門人材がどれくらいいるか全体を見渡し、それを地域の中でうまく活用できるような仕組みが必要ではないか。そういう意味では、人材育成プログラムも含め、都道府県の役割が非常に重要ではないか。

## 考え方

### (市町村間の広域連携による対応)

- 各市町村の行政サービス提供の持続可能性を高めるために、地域の枠を越えて資源・専門人材を共同活用する取組については、最近の地方制度調査会で、人口減少・少子高齢化社会において、核となる都市と近隣自治体が相互に役割分担を行い連携・協力するプラットフォームと位置付けられてきた定住自立圏、連携中枢都市圏の取組が重要ではないか。
- また、中心市が存在せず、人口規模や経済規模が同等程度な市町村が隣接する地域や、三大都市圏における市町村間の広域連携の取組も必要ではないか。

### (都道府県の役割)

- 市町村間の広域連携の枠組みづくりにおいて、市町村の求めに応じて、都道府県が調整の役割を果たしている取組も見られるが、こうした取組も有効ではないか。
- さらに、核となる都市から相当距離がある等の理由から市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合には、市町村の求めに応じて、都道府県が一定の役割を果たすことが求められるのではないか。

### (専門人材の共同活用についての市町村間の広域連携、都道府県の役割)

- 専門人材については、定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市等の一定の規模・能力を有する市が中心的な役割を果たし、市町村間の広域連携で共同で確保・育成し、活用することが考えられるのではないか。また、地域におけるこうした人材・職員の確保の困難性によっては、市町村の求めに応じて、都道府県が積極的な役割を果たすことが求められるのではないか。

## 論点

### ③ 資源・専門人材の共同活用のための手法に課題はあるか。

#### 第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

##### (多様な手法活用の必要性)

- 自治体の業務を、計画を作成する部分と、作成した計画に基づいて執行する部分に分けて考えた場合、執行面については柔軟に連携・協力するための仕組みが整っているのではないか。(再掲)
- 資源の共同活用については、現場で様々な工夫がなされており、地域の実情に応じて最も適した手法を活用していくことが必要ではないか。その上で、必要があれば、制度改正をして活用しやすい環境整備をしていくということが重要ではないか。

##### (専門人材確保の手法)

- 専門人材不足はどの地方も同じような課題を抱えており、知見の共有や人材の共同活用の体制の整備ができれば、現場を助けることになるのではないか。
- パートタイムや併任など、貴重な人材を共有するのはよい方向ではないか。
- ジョブ型の職種であれば、大学教員等の世界で取り入れられている「クロスアポイントメント制度」を参考に、複数の自治体の中で事務の従事割合を定めて雇用契約を結ぶことも可能ではないか。そう考えると、自治体の人事制度において、メンバーシップ型からジョブ型に移行していくことについても考えていかなければならないのではないか。

##### (連携協約の活用による課題解決の可能性)

- 連携協約は、総合的な取組をする場合の枠組みのように捉えられているが、もう少し細かいレベルでの事務の共同処理の場面でも使えるのではないか。代替執行についても、同様のことが言えるのではないか。
- 連携協約の仕組みについて、総合的な連携の枠組みの手法というだけでなく、また、組織や事務の観点からだけでなく、1人の人材を複数自治体でうまく共有していくというきめ細かな連携の観点からも活用できるのではないか。
- 連携協約は、紛争処理の仕組みや住民の関与の仕組み(議会の議決)がビルトインされている、という点でも仕組みが整っている。
- 私法上の契約により資源を共同活用する場合、紛争になって、住民生活に不都合が生じてはよくない。私法上の契約方式を使うのであれば、ADRの仕組みを設ける(例:自治紛争処理委員)とか、モデル約款のようなものを用意するとか、そうした形で適正な解決を図るということも考えられるのではないか。

## 考え方

### (資源・専門人材の共同活用を具体的に実施するための手法)

- 施設・インフラなどの資源の共同活用については、地方自治法の規定による地方公共団体相互間の協力の仕組みの活用のほか、私法上の委託契約の活用などによる自治体の経営資源の共同活用の事例や、共助の担い手や民間事業者との共同での連携、地方独立行政法人の共同設立・共同活用などによる共同での外部資源の活用の事例も参考になるのではないか。
- 専門人材の共同活用については、小規模市町村において専門人材が不足しているが、事務量が1人分に満たない場合であっても、地方自治法の規定により、「職員の派遣」をパートタイム型で求める、専門性の高い「内部組織の共同設置」を行う、一連の事務処理過程のうち専門性の高い部分について他の地方公共団体による「事務の代替執行」を求めるなどの事例があることが参考になるのではないか。また、地方自治法の仕組みに限らず、定住自立圏・連携中枢都市圏において中心市が自らの役割として周辺市町村の事務を支援する、専門人材を有している近隣の市町村に対して私法上の委託を行うなど、柔軟な取組を行っている事例も参考になるのではないか。
- 資源・専門人材の共同活用を具体的に実施するための手法については、これまでの地方制度調査会の答申を踏まえた地方自治法の改正等により、必要な法制は整備されていると考えてよいか。こうした法制を活用し、地域の実情に応じて最も適した手法によって、資源・専門人材の共同活用を進めていくことが必要ではないか。

## 考え方

### (連携協約の活用による課題解決の可能性)

- 他の地方公共団体との資源・専門人材の共同活用については、安定性や継続性の確保が課題になる。また、必ずしも議会の関与が必ずしも担保されない中で、資源・専門人材の共同活用を前提とした事務処理体制が構築されることになることも想定される。  
特に、柔軟な連携として、一定の規模・能力を有する市が周辺市町村の事務を支援する、私法上の委託契約を活用するなど、地方自治法の規定による地方公共団体相互間の協力の仕組みによらない資源・専門人材共同活用が進んでいく場合、こうした課題への留意が必要になるのではないか。
- こうした他の地方公共団体との資源・専門人材の共同活用を前提とする事務処理体制について、安定性・継続性を確保する観点や、住民自治を確保する観点からは、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、締結や変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手続がビルトインされている、地方自治法の「連携協約」を活用することが有用ではないか。



# 都道府県による補完・支援についての論点と考え方①

## 論点

① 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、各市町村の行政サービス提供体制の確保について、都道府県が果たすべき役割をどう考えるか。

その際、都道府県による補完・支援と、地方分権改革の「役割分担論」、都道府県・市町村関係の見直し（「補完事務」の再構成）との関係はどうか。また、実態として、市町村への権限移譲、市町村合併や行政改革の進展等により、都道府県の事務の範囲、リソースが縮小していることをどう考えるか。

### 第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

#### （都道府県の補完・支援の必要性）

- 自主的に市町村が広域連携するという方針は堅持するとしても、都道府県の役割を検討する必要があるのではないか。
- 市区町村が中心となっている日本の行政において、都道府県は、様々な国の制度の穴を埋め、市区町村による取組を補う役割を担っている。人口減少、災害列島という国難とも呼べる2つの課題がある中で、こうした役割はますます必要。
- 都道府県という広域自治体が、特に中小規模の市町村について、補完機能を果たすべき。
- 連携から取り残される地域が生じないよう、市町村間の連携と相まって、都道府県が一定の補完を担う必要。
- 「地域の未来予測」を作成し、客観的なデータや基本的なデータを見える化を進めた結果として、単独での事務処理が難しくなった場合に、都道府県による補完・支援が必要ということになるのではないか。

#### （市町村の自主性・自立性の必要性）

- 都道府県の補完・支援は市町村の自立を前提としたものであるべき。
- 都道府県と市町村の信頼関係構築の上で、市町村が主体性を持って、広域連携に取り組めるようにすることが大事。
- 都道府県による小規模市町村への支援は、支援される自治体の自主決定権や地域住民の声の反映の観点から懸念。
- 計画策定段階の補完・支援だけでなく、執行段階の補完・支援を無限定に実施することは望ましくないのではないか。経費負担など、役割分担を明確化しないと、都道府県が事実上の財政支援等を行っていることになってしまうのではないか。
- 自立性の高い基礎自治体となるための努力を怠った市町村も含め、都道府県が無限定に補完・支援を行うのはどうか。ある分野の事務を手放したり、補完・支援を求めたりするのであれば、それに見合うコストの再配置が必要ではないか。

#### （都道府県が果たすべき具体的な役割）

- 市町村間の広域連携の枠組みづくりへの都道府県の支援も重要ではないか。
- 今後、連携中枢都市圏や定住自立圏等でも、専門性の高い人材の確保が困難になる可能性があり、都道府県の役割が重要になるのではないか。
- 例えば、社会保障分野では、都道府県から市町村への権限移譲は進んだが、一定の空間内でサービスの適切な水準を確保するために、都道府県に権限が留保されているのではないか。こうした社会保障の考え方を都市計画や公共交通の議論に応用することができるか。
- 観光行政や商工行政など、県が調整することにより、市町村間の連携を促進することが有効。

## 考え方

### (都道府県による補完・支援の必要性)

- 今後、2040年頃にかけて、人口減少と高齢化が全国的に進行することが見込まれる中で、市町村の行政サービス提供体制の確保について、専門人材を必要とする事務処理など、市町村間の広域連携による対応では困難な場合も増加し、都道府県が一定の役割を果たすことを求めるニーズも増加するのではないか。

### (市町村の自主性・自立性の確保のために都道府県が果たすべき役割)

- 他方、都道府県による補完・支援は、市町村が、まず、市町村間の広域連携等によって行政サービス提供体制を確保するための取組を自ら行うことが前提ではないか。  
こうした観点からは、都道府県が、定住自立圏、連携中枢都市圏、あるいは市町村間の広域連携の独自の取組を含め、枠組み形成に際して調整の役割を果たすことや、市町村間の広域連携による個々の取組に際し、事務の性質によっては市町村の区域を越えた一定の空間における利害調整の役割を果たすことも重要ではないか。
- これらの組み合わせにより、都道府県は、広域の地方公共団体として、区域内の行政サービスが適切に提供されるように取り組むことが期待されるのではないか。

## 考え方

### （地方分権一括法後の都道府県の「補完事務」の再構成との関係）

- 地方分権改革では、国と地方の役割分担を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることを目的として推進され、都道府県と市町村の関係においても、役割分担を明確にし、市町村の自主性及び自立性を高めることが目指されてきた。  
このため、市町村に対する権限移譲が行われたほか、都道府県の処理する事務についても見直しが行われ、都道府県の「補完事務」は再構成された。この結果、都道府県の「補完事務」は、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正前、通常は都道府県の任務とされる事務とされていたが、改正後は、本来は市町村が処理する事務と解されており、その範囲は、市町村の規模・能力に応じて相対的に定まることとなった。
- 実際、地方分権改革、「平成の合併」の前までは、都道府県は市町村を幅広く一律に補完・支援していたが、今では、一部の地域を除き、都道府県は市町村の補完・支援について積極的に取り組んでいる状況にはない。

# 都道府県による補完・支援についての論点と考え方①

## 考え方

(地方分権一括法後の都道府県の「補完事務」の再構成との関係)(続き)

- しかしながら、「平成の合併」の後、市町村の規模・能力が一層多様になったことや、地方分権一括法後の都道府県の「補完事務」の考え方からは、都道府県は、規模が大きな事務、専門性を要する事務等について、市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じて、個別的な補完・支援を行う役割を果たすことが期待されているのではないか。
- 他方、地方分権一括法による地方自治法の改正後、市町村による行政サービス提供体制については、自ら行財政能力を充実強化し、あるいは、市町村間の広域連携等によって確保し、都道府県は市町村の自主性・自立性を尊重するという関係が原則。  
こうした関係に基づく補完・支援が、都道府県のリソースの実態に照らしても現実的な方策ではないか。

## 論点

- ② 都道府県による補完・支援の手法について、地方自治法や個別法(過疎法等)に基づき、市町村事務の実施主体を都道府県に移す手法に加えて、近年、小規模市町村が多い県を中心に、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組(「協働的な手法」)が進められていることをどう評価するか。

### 第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

#### (「協働的な手法」の必要性)

- 都道府県も市町村もリソースが限られてくる中でも地域を維持するためには、一体的なサービス提供体制を構築していくのが現実的な解決策であり、今後はこうした取組が増えていくのではないか。

#### (「協働的な手法」への懸念)

- 「協働的な手法」でも、権限と責任の所在については、きちんと整理する必要があるのではないか。
- 都道府県による補完・支援の取組が進むと、都道府県が地域の実情を知ることができるようになる一方で、市町村の依存度が高くなる懸念もあるのではないか。関係性ができていない当初の段階から役割分担をするのは難しいものと思われるが、いずれかのタイミングで役割分担を明確化することが必要ではないか。
- 協働的な手法について、無限定な協働による依存や都道府県による事実上の関与は望ましくない。安定性、継続性、住民の関与、紛争処理などのセーフティーネットは、制度にビルトインする必要があるのではないか。
- 計画策定段階の補完・支援だけでなく、執行段階の補完・支援を無限定に実施することは望ましくないのではないか。経費負担など、役割分担を明確化しないと、都道府県が事実上の財政支援等を行っていることとなってしまうのではないか。(再掲)
- 自立性の高い基礎自治体となるための努力を怠った市町村も含め、都道府県が無限定に補完・支援を行うのはどうか。ある分野の事務を手放したり、補完・支援を求めたりするのであれば、それに見合うコストの再配置が必要ではないか。(再掲)

#### (都道府県による「協働的な手法」による市町村の補完・支援への「連携協約」の活用の可能性)

- 連携協約は、連携中枢都市圏のための制度のようなイメージがあって、他の場面であまり使われていないのではないか。
- 連携協約は、総合的な取組をする場合の枠組みのように捉えられているが、もう少し細かいレベルでの事務の共同処理の場面でも使えるのではないか。(再掲)
- 連携協約は、紛争処理の仕組みや住民の関与の仕組み(議会の議決)がビルトインされている、という点でも仕組みが整っている。(再掲)

## 考え方

### （「協働的な手法」の評価）

- 都道府県による補完・支援の手法について、地方自治法の規定による「事務の代替執行」や、「事務の委託」の制度は、市町村と都道府県の間において規約を締結し、市町村から都道府県に事務の実施主体を移す手法。ある事務を実施する市町村の役割を、その能力を持つ主体としての都道府県に帰属させるものであり、権限と責任の所在が明確である。  
しかしながら、都道府県による補完・支援を求める声が数多くありながら、活用事例が限られている。
- 一方、近年、小規模市町村が多い県などにおいて様々な分野で活用事例が見られる、都道府県と市町村が一体となって行政サービスを提供する取組（「協働的な手法」）は、このような手法ではなく、都道府県と市町村の役割分担に融通性のある事務を都道府県が引き受ける、都道府県が市町村と一体的に事業を実施する、都道府県が自らのリソース・ノウハウを活用して市町村支援を行うなどの手法により、都道府県、市町村それぞれが有する資源の実情に応じて、柔軟な連携を行うもの。
- 都道府県による補完・支援の手法について、地方自治法の規定による事務の実施主体を移す手法に加え、「協働的な手法」についても、都道府県と市町村のリソースに応じた柔軟な手法として積極的に評価することができるか。

# 都道府県による補完・支援についての論点と考え方②

## 考え方

### （「協働的な手法」と地方分権改革の「役割分担論」）

- 他方、こうした都道府県による補完・支援に際しての「協働的な手法」の活用については、事務処理の安定性や継続性を確保する観点、住民自治を確保する観点（→P9）に加えて、都道府県・市町村関係において権限と責任の所在が不明確になるという課題があるのではないか。この点について、地方分権改革の「役割分担論」との関係の整理が必要ではないか。
  - ✓ 無限定な協働によって、権限と責任の所在を不明確にすることはないか。
  - ✓ 市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、自立性の高い行政主体となることが目指されてきたが、都道府県への依存を招くおそれはないか。
  - ✓ 都道府県からの事実上の関与と受け止められないか。
- こうした観点からは、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるものであり、締結や変更・廃止には双方の合意・議会の議決を要し、紛争解決の手續がビルトインされている、地方自治法の「連携協約」の活用が、権限と責任の所在の明確化を図る観点からも、有用ではないか。

### （都道府県と市町村の「役割分担の成熟」）

- これら措置を必要に応じて適切に講じた上で「協働的な手法」も活用しながら、都道府県が、規模が大きな事務、専門性を要する事務等について、市町村の規模・能力、市町村間の広域連携の取組の状況に応じ、個別的な補完・支援を行うことは、地方分権改革の「役割分担論」の観点からも、都道府県と市町村の対等・協力の関係を前提とした役割分担ルールを個別最適化するもの、いわば「役割分担の成熟」とみなすことができるか。



# 市町村連携による都道府県からの権限移譲

---

- 第31次地方制度調査会の答申では、都道府県の権限に属する事務について、連携中枢都市等に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務について、中心市と近隣市町村が合意しているときは、都道府県が積極的に権限を移譲すべきと指摘（次頁参照）。
- 地域の実情を踏まえ、住民の利便性の向上、都道府県・市町村の経営資源の効率的な活用に資する場合に、市町村連携により、都道府県の権限に属する事務の移譲を受けることを促進することが考えられるのではないか。
- この際、都道府県から、既に、事務処理能力がある市町村に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務を、当該事務処理能力がある市町村に移譲するかどうかの判断に際して、当該近隣市町村を何らから関与させることが考えられるか。

## 第32次地方制度調査会のこれまでの調査審議での主な意見

- 都道府県から事務処理能力のある市町村への近隣市町村の区域に係る事務の移譲に際して、当該近隣市町村を何らから関与させることが考えられるか。
- 地方自治法の共同処理制度は事務の帰属と指揮命令系統の観点から整理されているが、自治体間や、住民、共私等の主体とのコミュニケーションについては制度の枠組みに入っていない。この点をどのように考えるか。

# 市町村連携による都道府県からの権限移譲（第31次地制調）

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」(第31次地方制度調査会)(H28.3)(抄)

「連携中枢都市圏等形成当初は、圏域の中で比較的連携しやすい取組から始めることが重要であるが、将来的には、人口減少の進行に応じ、例えば、インフラの広域再編等のように合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければいけないような困難な課題に対応していく必要がある。このような連携中枢都市圏等の取組を進めるためには、連携中枢都市等と近隣市町村が圏域の取組を円滑に行えるよう、権限、財政、人材等の観点から地方行政体制を整備する必要がある。例えば、都道府県の権限に属する事務について、連携中枢都市等に移譲されているが、近隣市町村には移譲されていない事務について、連携中枢都市等と近隣市町村が合意しているときは、都道府県は条例による事務処理特例制度を活用して積極的に権限を移譲すべきである。」

「これまでのヒアリングの主な内容」(第31次地方制度調査会第14回専門小委員会資料3)(H27.4.3)(抄)

## <広島県広島市>

- 現在、県から各市町に移譲された権限のうち、専門性が高い権限などは、広島市など規模の大きい市町が地方自治法に基づく事務の委託をすることで広島市が近隣市町の住民に対しても権限を行使することを考えている。
- 指定都市には、第30次の地方制度調査会の答申に基づき、権限移譲が進んだが、市域を越える権限などは、移譲が見送られている。基礎自治体への移譲による効果が見込まれる権限については、圏域の中心都市が市域を越えて担うことができれば、圏域内ネットワークの強化につながると考えております。このような取り組みを国においても支援していただければ、地方中枢拠点都市制度による圏域形成は、分権型社会の新しい展開になるのではないかと考えている。
- とりわけ、権限移譲に係る実施体制を考えたときに、権能はあるけれども、小さな市町村の中には行政客体がほとんどない。あったとしても、1年のうち数回しか稼働しない業務は、広域連携の中でその多くが集積しているまちが原則担って、その境界線を越えてお手伝いできるということをやるという仕掛けがないと、結局、絵にかいたもちになる。地域ごとにもう少し弾力的な発想が必要。

## <広島県福山市>

- 地方中枢拠点都市制度は一定の人口規模の実態が対象となっているが、その都市が持つ機能や役割には違いがある。例えば政令指定都市に隣接をし、その機能を享受する中で、衛星都市として労働力の提供やベッドタウンとしての役割を担っている都市と、本市のような県庁所在地ではない地方の中核市では、置かれている環境や担うべき役割が異なっている。人口規模による一律の支援制度ではなく、その地方が持つ多様性や性質が生かせる制度へと権限移譲と確実な財源措置とをあわせて検討いただくことで、より効果的な広域連携の推進につながる。

# 地方公共団体の主な役割分担の現状

※指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

- ・指定区間の一級河川（一部を除く）、二級河川（一部を除く）の管理
- ・警察（犯罪捜査、運転免許等）

都道府県の事務

## 【指定都市が処理する事務】

- 都市計画等に関する事務
  - ・指定区間外の国道、県道の管理
  - ・指定区間の一級河川（一部）、二級河川（一部）の管理
- 福祉に関する事務
  - ・児童相談所の設置・病院の開設許可
- 教育に関する事務
  - ・県費負担教職員の任免、給与の決定
  - ・市立小中学校等の学級編制基準の決定

## 【指定都市、中核市が処理する事務】

- 都市計画等に関する事務
  - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 環境保全に関する事務
  - ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可
  - ・ばい煙発生施設の設置の届出の受理
- 福祉に関する事務
  - ・保育所の設置の認可・監督
  - ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督
  - ・介護サービス事業者の指定
- 教育に関する事務
  - ・県費負担教職員の研修
- 保健衛生に関する事務
  - ・保健所の設置
  - ・飲食店営業等の許可
  - ・旅館業・公衆浴場の経営許可

## 【指定都市、中核市、施行時特例市が処理する事務】

- 都市計画等に関する事務
  - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
  - ・土地区画整理組合の設立の認可
- 環境保全に関する事務
  - ・一般粉じん発生施設の設置の届出の受理
  - ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置の届出の受理
- その他
  - ・計量法に基づく勧告、定期検査

## 【全ての市町村が処理する事務】

- 都市計画等に関する事務
  - ・上下水道の整備・管理運営
  - ・市町村道、橋梁の建設・管理
  - ・準用河川の管理
  - ・用途地域に関する都市計画の決定等
- 環境保全に関する事務
  - ・一般廃棄物の収集や処理
- 福祉に関する事務
  - ・保育所の設置・運営
  - ・障害者自立支援給付
  - ・介護保険事業
  - ・国民健康保険事業
  - ・障害児に係る日常生活用具の給付
- 保健衛生に関する事務
  - ・市町村保健センターの設置
  - ・健康増進事業の実施
  - ・定期の予防接種の実施
- その他
  - ・消防・救急活動
  - ・災害の予防・警戒・防除等
  - ・戸籍・住基
  - ・農地等の権利移動の許可等

指定都市

中核市

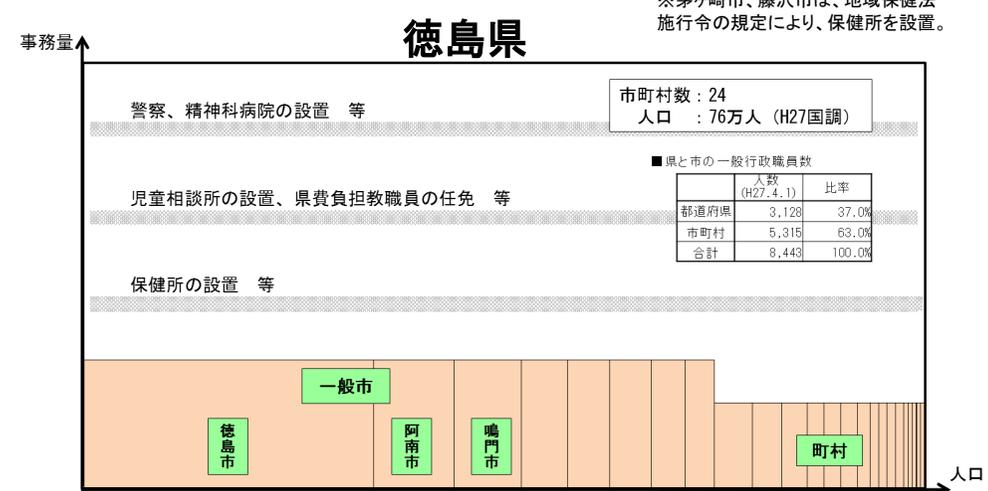
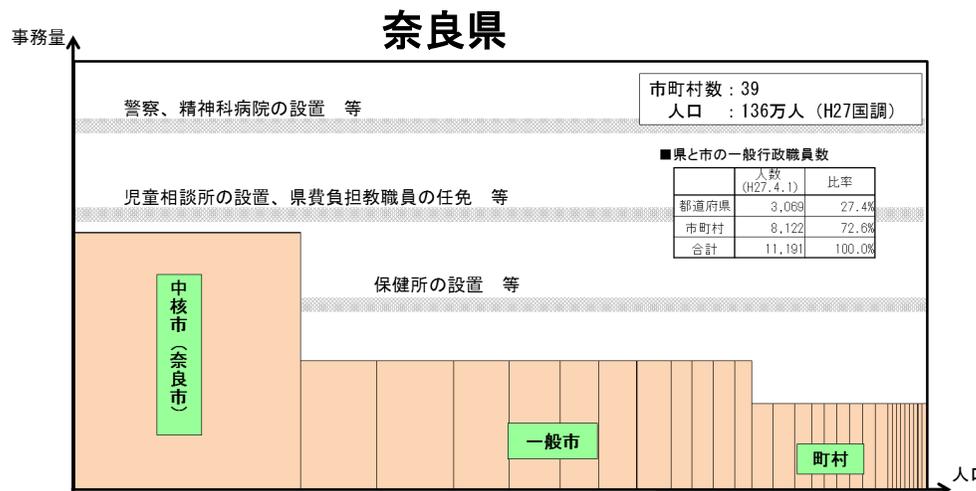
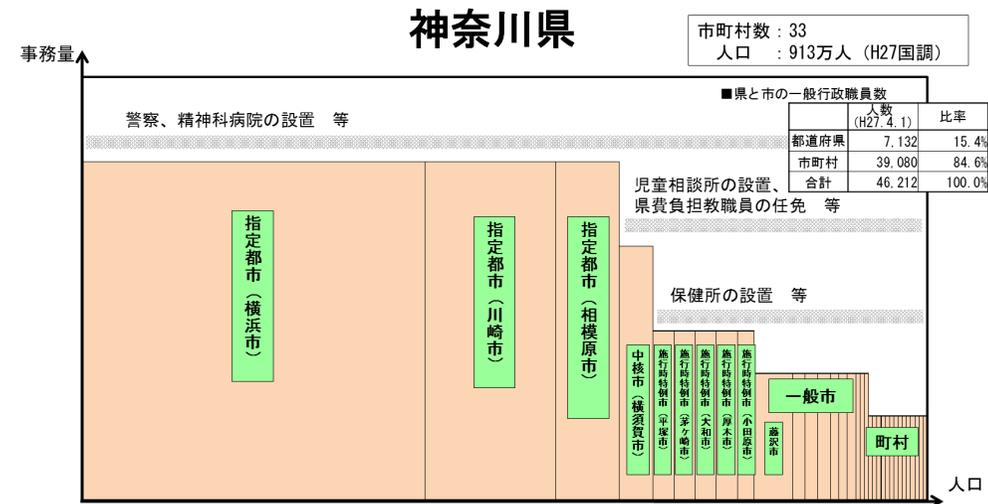
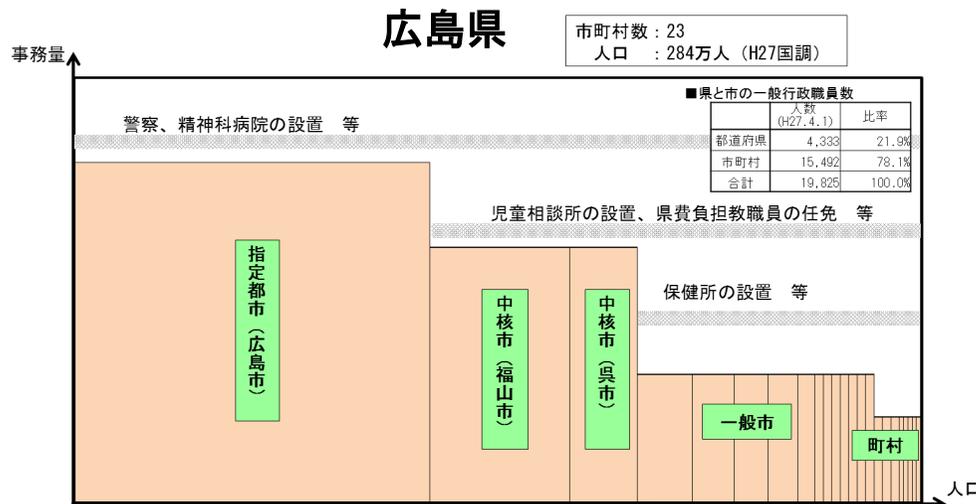
施行時特例市

市町村

# 都道府県によって異なる都道府県・市町村間の事務分担

第32次地方制度調査会  
第29回専門小委員会資料  
を一部加工

- 広島県は、指定都市等（指定都市1、中核市2）が存在するとともに、市町村合併や県から市町村への権限移譲が進展し、市町村が処理する事務の領域が大きい。また、神奈川県は、市町村合併の進捗率は低い（「平成の合併」における市町村の減少率10.8%）ものの、指定都市等（指定都市3、中核市1、施行時特例市5）が多く存在し、市町村が処理する事務の領域が大きい。
- 奈良県、徳島県では、小規模な市町村が多く残っており、都道府県が処理する事務の領域が大きい。

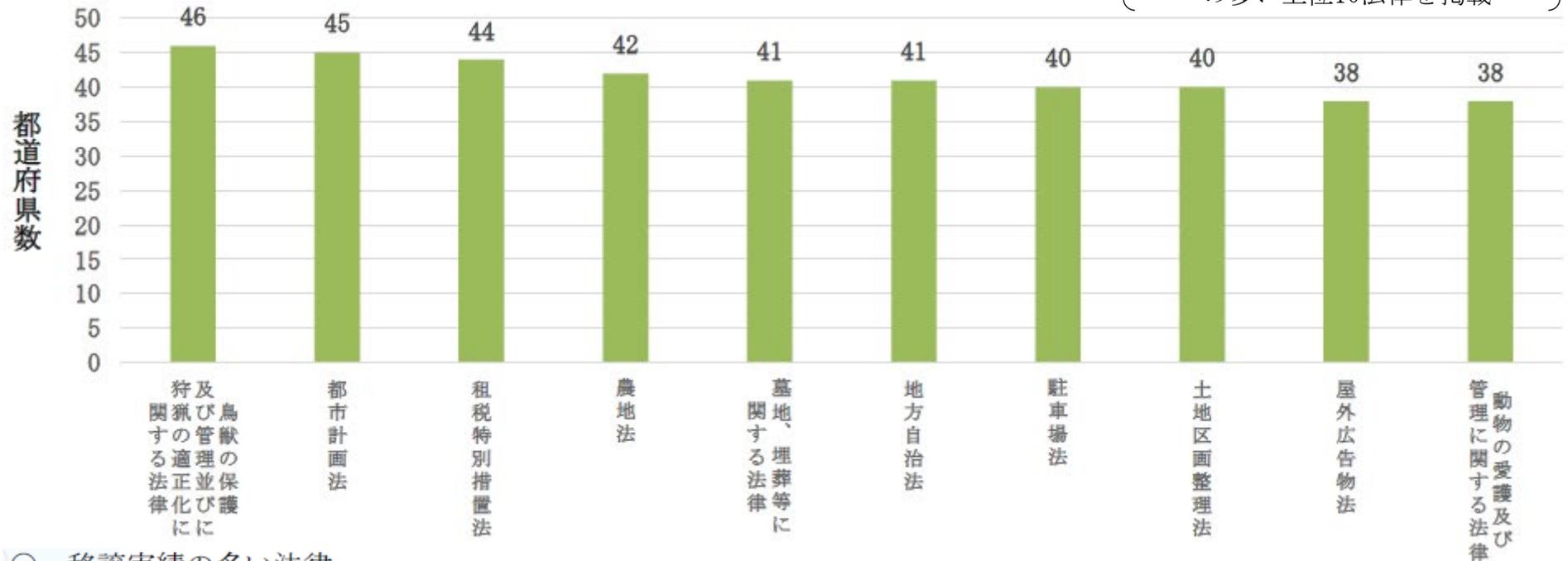


# 条例による事務処理特例制度の活用状況（法律別の移譲状況）

- 条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）を活用し、まちづくり（土地利用を含む。）、産業、福祉・保健、教育、環境・衛生、生活・安全等の幅広い行政分野にわたる都道府県の事務・権限が市町村に移譲されており、全体では、230法律について、移譲実績がある（平成30年4月1日現在）。
- 条例による事務処理の特例制度を通じた事務・権限の移譲により、住民サービスの向上、市町村の自主的・総合的な施策の展開、都道府県・市町村を通じた効果・効率の向上等が実現。

■ 法律別の移譲状況（移譲実績のある都道府県数）（H30. 4. 1現在）

※ 移譲実績のある都道府県数の多い上位10法律を掲載



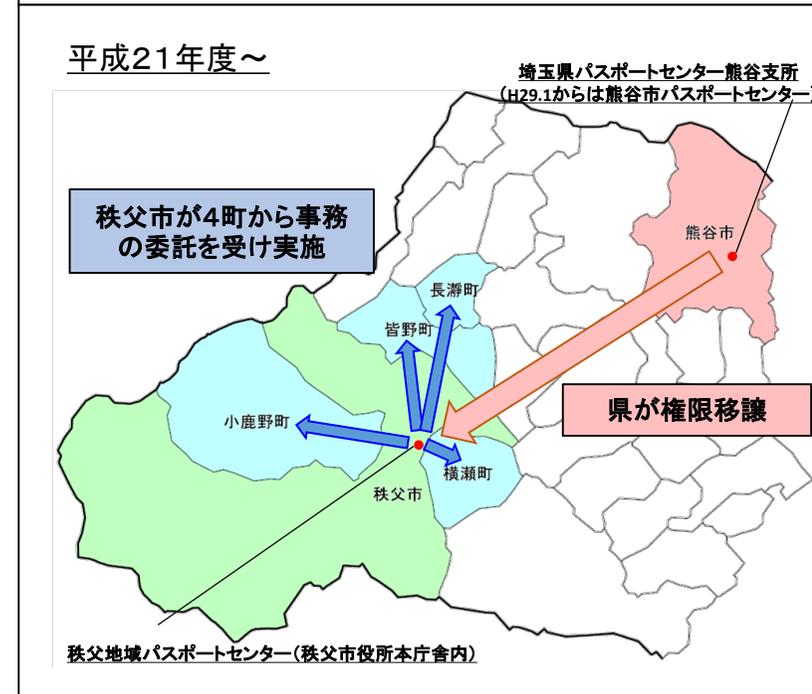
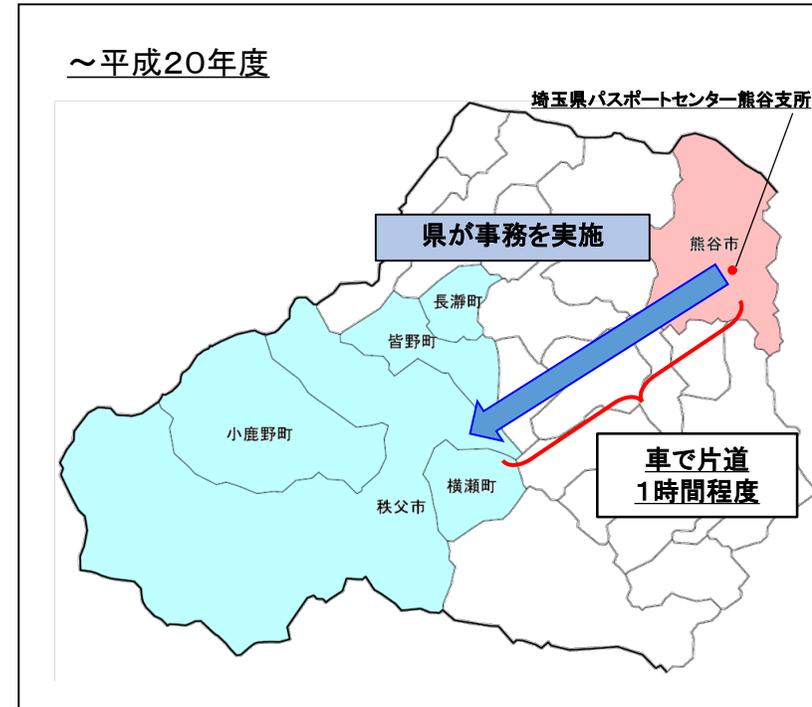
○ 移譲実績の多い法律

- |   |      |
|---|------|
| ① 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣の捕獲の許可等）   | 46団体 |
| ② 都市計画法（都市計画区域等における開発行為の許可等）            | 45団体 |
| ③ 租税特別措置法（優良宅地の認定等）                     | 44団体 |
| ④ 農地法（農地転用の許可等）                         | 42団体 |
| ⑤ 墓地、埋葬等に関する法律（墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等）      | 41団体 |
| ⑥ 地方自治法（市町村の区域内に埋立て等により新たに生じた土地の届出の受理等） | 41団体 |

# 条例による事務処理の特例+事務の委託① (パスポート発給事務)

## 背景と概要

- 埼玉県秩父地域には、パスポートを発給できる県の地域機関がなく、住民は片道1時間程度の県パスポートセンター熊谷支所で申請・受理。
- 秩父地域の1市4町が、条例による事務処理の特例により、埼玉県からパスポート発給事務を移譲され、うち4町が秩父市に委託 (H21.4~)。
- 県の地域機関より近隣の秩父市でパスポートを取得できるようになり、住民の利便性が向上。
- 専門性が高く、ノウハウが必要なパスポート発給事務を効率的に実施し、4町の事務負担を軽減。



## 関係自治体

- 権限移譲団体 : 埼玉県
  - 事務の委託団体 : 横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
  - 事務の受託団体 : 秩父市
- ※秩父地域1市4町は秩父市を中心とした定住自立圏を形成 (H21.9~)。

## 委託の方法

- 埼玉県が秩父地域の1市4町と協議し、県から1市4町への権限移譲及び4町から秩父市への事務の委託について合意 (H20.10)。
- 県と1市4町で「旅券発給事務の権限移譲に係る担当者会議」を開催し、権限移譲及び事務の委託の進め方、スケジュール、住民への広報の仕方等を協議 (H20.10~H21.1)。
- 県による秩父市職員の研修や住民への広報を経て、県から1市4町へ権限を移譲するとともに、秩父市と4町の間で秩父市への事務の委託に関する規約を締結 (H21.3)。

# 条例による事務処理の特例+事務の委託② (保安3法事務)

## 背景と概要

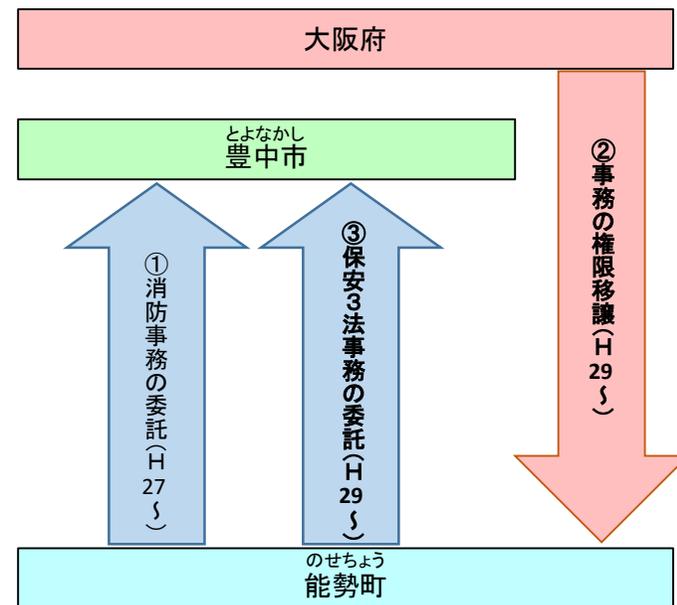
- 能勢町が豊中市（消防局）に消防事務を委託（H27.4～）。
- 能勢町が、条例による事務処理の特例により大阪府から移譲された保安3法（※）に係る事務を豊中市（消防局）に委託（H29.10～）。
  - ※ 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法
- 大阪府庁より近隣の豊中市消防局で事務が処理されるようになり、
  - ・ 各種の許可申請や届出の負担等が軽減され、住民の利便性が向上。
  - ・ 現地での立入調査や、事故が発生した際の初期調査がスムーズになる等、機動的な対応が可能。
- 豊中市では、新たな人員配置をせずに、一体的に事務処理を実施。

## 関係自治体

- 権限移譲団体：大阪府
- 事務の委託団体：能勢町のせちよう ○ 事務の受託団体：豊中市とよなかし

## 委託の方法

- 消防事務の委託後に2市町間で実施している定期的な協議（※）や大阪府との協議を経て、府から町へ権限移譲した上で、町から市へ委託することについて合意（H29.9）。
  - ※ 消防事務の委託に際して2市町間で締結した規約（H26.10）において、2市町が定期的に協議することが規定されている。
- 「能勢町と豊中市との間における消防事務の委託に関する規約」で定める委託事務に保安3法事務を追加し、保安3法事務も含めた委託事務について、2市町間で定期的に協議を実施（H29.10～）。



# 近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託①（保健所業務）

## 背景と概要

第32次地方制度調査会  
第27回専門小委員会資料  
を一部加工

- 鳥取市は、H22年3月、鳥取県東部4町と定住自立圏を形成（H24.3には、兵庫県新温泉町も参加）。鳥取市の中核市移行（H30.4～）と同時に、連携中枢都市圏へ移行。
- 鳥取市の中核市移行に伴い、鳥取市が保健所を設置することとなる。
- 県東部に県・市が別々に保健所を設置すると、
  - 両保健所の混同につながる恐れ
  - 医師や薬剤師などの専門人材、施設や資機材の確保等の重複による行政コストの増大などが想定される。
- 東部4町区域に係る保健所業務を鳥取県から鳥取市に委託し、効率的な行政運営を実現。（H30.4.1～）

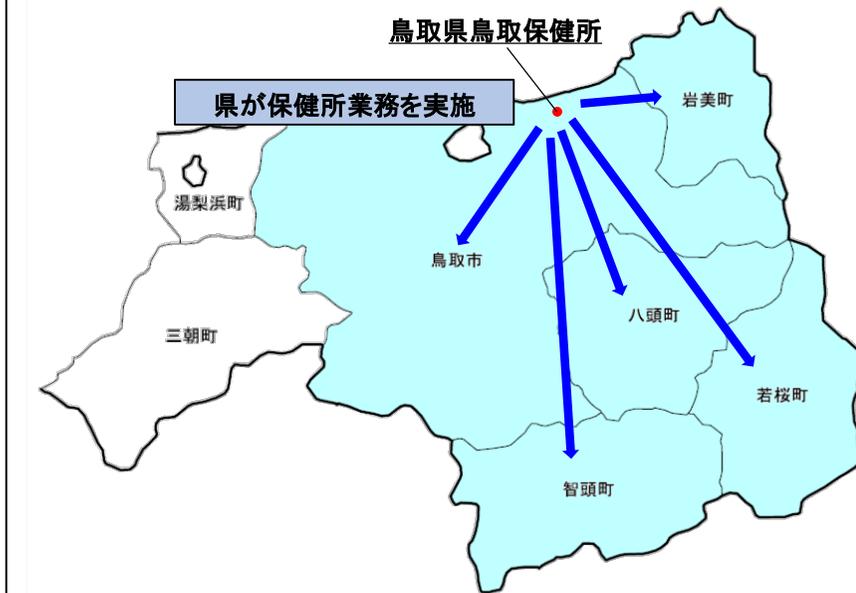
## 関係自治体

- 委託団体：鳥取県 ○ 受託団体：鳥取市
- 委託事務の対象団体：岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

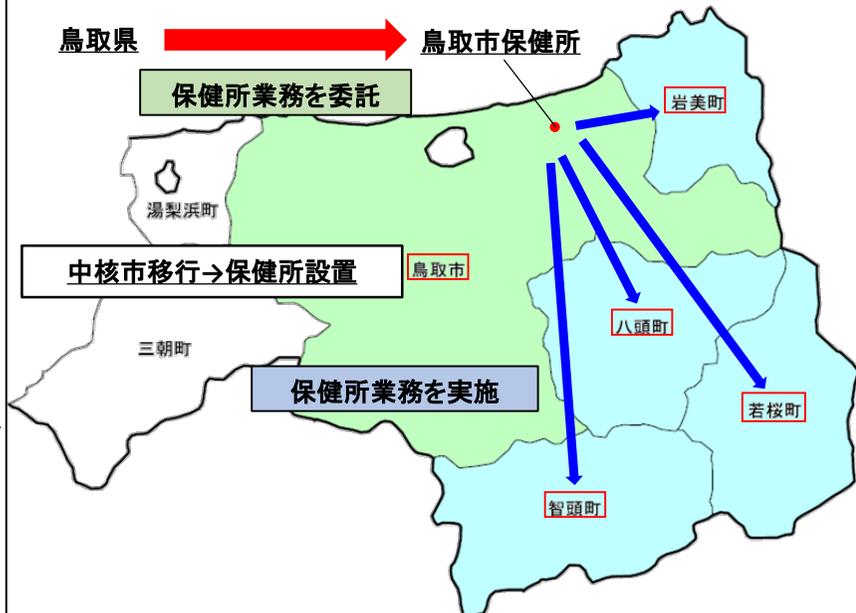
## 委託の方法

- 県・4町で「鳥取県東部の保健所のあり方検討会」（鳥取市はオブザーバー）を開催（H27.3～H27.7）。保健所業務の委託について、市が保健所業務を引き継ぐとともに、その運用改善や、4町が委託業務の実施状況を確認できる仕組みを設けることなどにより、住民サービスや利便性の向上を図ることとして合意。
- これを受けて、県と市の間で連携協約を締結（H29.12）。委託後においても双方が連携し、専門人材の確保・育成や健康危機管理・災害医療救護対策を行うことなどを取り決め。
- その上で、保健所業務についての事務の委託に関する規約を県と市の間で締結（4町が出席可能な連絡調整会議の開催について規定）（H30.3）。

～平成29年度



平成30年度～



# 近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託①（保健所業務）

## 鳥取県東部の保健所のあり方検討会（H27.3～H27.7）の概要

鳥取県（地域振興部長）

鳥取市（オブザーバー参加）

協議  
・  
検討

### 協議・検討事項

- ・東部圏域の保健所サービス水準の維持・向上
- ・鳥取県から鳥取市への保健所業務の委託等

4町（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町の副町長）

以下の内容を前提として、県から市への委託について合意。

1. 県が実施している住民サービスの水準の維持・向上  
（運用改善や緊急時の体制整備等によりサービス水準を向上すべきとの意見）
2. 1を担保する仕組みの構築
  - ・県と市で連携協約を締結
  - ・県と4町が委託事務の実施状況を確認できる仕組みとして、  
県・市・4町による連絡調整会議を設置

## 鳥取市の中核市移行による鳥取県と鳥取市との連携協約（H29.12）の概要

### 1. 目的（第1条）

県と市が連携して保健所業務等を処理することにより、県東部圏域の住民サービスの維持・向上、県全域の効率的な行政運営の促進を図る。

### 2. 役割分担（第3条）

- ・市は、県と連携し、円滑な事務の遂行に努める。
- ・県と市は、連携して住民への情報公開・広報を行う。
- ・県と市は、連携して専門人材の確保及び育成・資質の向上を図る。
- ・市は、計画的に必要な人員の確保に努め、県は、市の求めに応じて必要な人的支援を行う。

### 3. 協議（第5条）

県と市は、必要に応じて協議の場を設定し、課題の検討を行う。

## 鳥取県と鳥取市との間における保健所業務等に関する事務の委託に関する規約（H30.3）の概要

### 1. 委託事務の範囲（第1条）

- ・4町の区域に係る、地方自治法第252条の22第1項の規定により、鳥取市の区域において鳥取市が処理する事務に相当する事務
- ・4町の区域に係る、鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定により、鳥取市の区域において鳥取市が処理する事務に相当する事務 等

### 2. 連絡調整会議（第9条）

- ・知事と市長は、委託事務の管理及び執行に関し、必要に応じて、連絡及び調整を行うための会議を開催する。
- ・知事及び市長は、会議に4町の町長の出席を求めることができる。

## 県・市・4町による連絡調整会議（H30.4～）

首長会議

- 知事・市長・4町長（4町はオブザーバー）
- 東部圏域の保健所業務等に係る政策的課題について協議  
※平成30年4月に開催

幹事会

- 県の統轄監・副市長・4町の副町長 等
- 保健所業務等の管理執行等に係る実務レベルの総合調整  
※平成30年5月、11月、令和元年11月に開催

福祉保健部会

生活環境部会

- 県・市の部長・4町の関係職員 等
- 個別課題の整理検討、個別事案の調整 等

### <幹事会の主な議題>

- ・市保健所における事務の執行状況、事業計画
- ・市保健所設置に伴う災害時の医療救護体制
- ・市保健所への移行によるメリット（運用改善による利便性向上等）
- ・部会の取組状況 等

### その他の県・市・4町による担当者会議等

連絡調整会議の他にも、県・市・4町において、「健康増進事業担当者会議」を開催し、特定検診の受診勧奨やがんに関する統計処理等について意見交換を実施するなど、個別課題に県・市保健所・4町担当者が連携して対応。



# 近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託③（保健所業務）

## 背景と概要

- 住民の利便性を維持するため、平成29年度から、
  - 地域保健法施行令の規定により、茅ヶ崎市が保健所を設置・運営。
  - 茅ヶ崎市が神奈川県から、隣接する寒川町に係る保健所業務を受託。

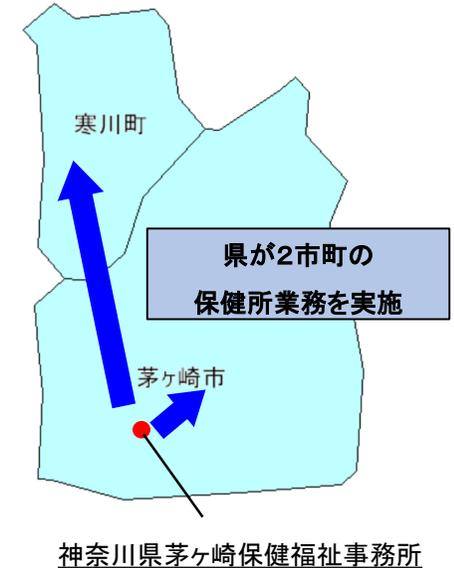
## 関係自治体

- 委託団体：神奈川県 ○ 受託団体：茅ヶ崎市<sup>ちがさし</sup>
- 委託事務の対象団体：寒川町<sup>さむかわまち</sup>

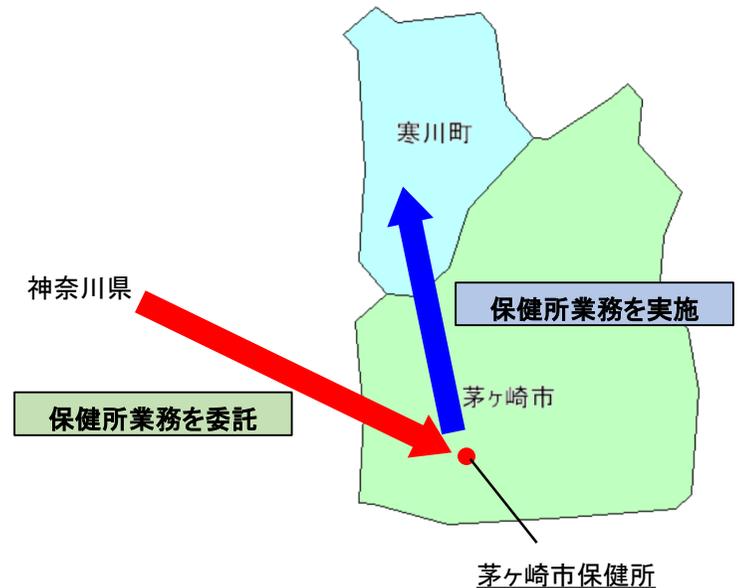
## 委託の方法

- 県と市において、「保健所政令市移行に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」を開催し、保健所政令市移行基本計画の策定に係る調整、保健所政令市への移行準備に係る連絡調整を実施（H26.4～）。
- 調整の過程において、県から町に対し、市の保健所政令市への移行と同時に、町の区域に係る保健所業務を県から市に委託することについての意見を照会。町は、十分な情報提供や協議、調整を図るとともに、町民に提供されるサービスや利便性の低下を招かないよう配慮することを要望（H27.10）。
- 県と市で、県が所管する町の区域に係る保健所業務を、市の保健所政令市移行時期に県から市に委託することなどを定める「茅ヶ崎市の保健所政令市移行に関する覚書」を締結（H27.12）。
- 「神奈川県と茅ヶ崎市との間における寒川町の区域に係る保健所業務の事務の委託に関する規約」に基づき、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、「神奈川県と茅ヶ崎市との間における寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務の委託に関する神奈川県・茅ヶ崎市連絡調整会議」を開催（H29.6～）。寒川町は必要に応じて出席。

～平成28年度



平成29年度～



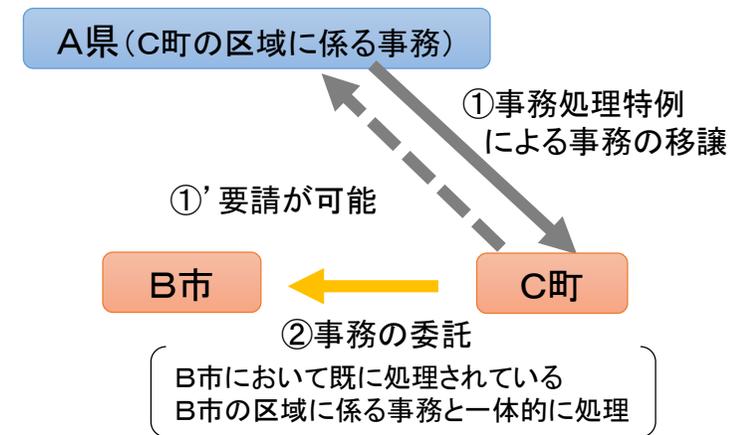
# 条例による事務処理の特例+事務の委託（法的スキームの特徴と課題）

- 都道府県（A県）から条例による事務処理の特例（地方自治法第252条の17の2）により市町村（C町）に事務を移譲。その上で、当該市町村（C町）が、事務処理能力を有する市（B市）に事務を委託（地方自治法第252条の14）。
- C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町が、A県から権限移譲を受ける主体及びB市に対して事務の委託を行う主体として介在。
- ただし、実際には、A県からC町への事務の再配分の判断に際しては、C町から事務処理能力を有するB市へ事務の委託が行われることが前提とされており、C町における事務処理は想定されていない。
- 何らかの要因により、B市とC町の間で事務処理に係る紛争が生じ、事務の委託が行われなかった場合、条例上は、C町において事務処理を行うことになり、事務の執行に支障が生じるおそれ。
- なお、条例による事務処理の特例による都道府県（A県）からの事務の再配分については、市町村側（C町）もイニシアティブを発揮する法律上の仕組みが設けられている。

## 概要

- ✓ 条例による事務処理の特例は、A県の条例により、A県の事務をC町に再配分するものであり、C町との協議は必要（地方自治法第252条の17の2第2項）だが、意思の合致までは不要。
- ✓ C町は、議会の議決を経て、A県に事務の再配分を要請することが可能。要請があったときにはA県はC町と速やかに協議する義務（地方自治法第252条の17の2第3項及び第4項）。
- ✓ 事務の委託は、C町の実務をB市に委託するもの。B市とC町が協議により規約を定める必要があり、意思の合致（双方の議会の議決を要する）が必要（地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項）。

## 【イメージ図】



区分	保安3法等の事務（※1）	パスポート発給事務	その他（※2）	合計
件数	58	48	3	109

（出典）総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」

※1 「保安3法等の事務」は、火薬類取締法等の規定に基づく事務。

※2 「その他」は、屋外広告物の許可事務及び措置命令等の事務、水質汚濁防止法に係る規制事務、エコファーマーの認定、獣医師の届出受理、動物愛護推進員の委嘱及び協議会の設置 等

# 近隣市町村の区域に係る都道府県の事務の委託（法的スキームの特徴と課題）

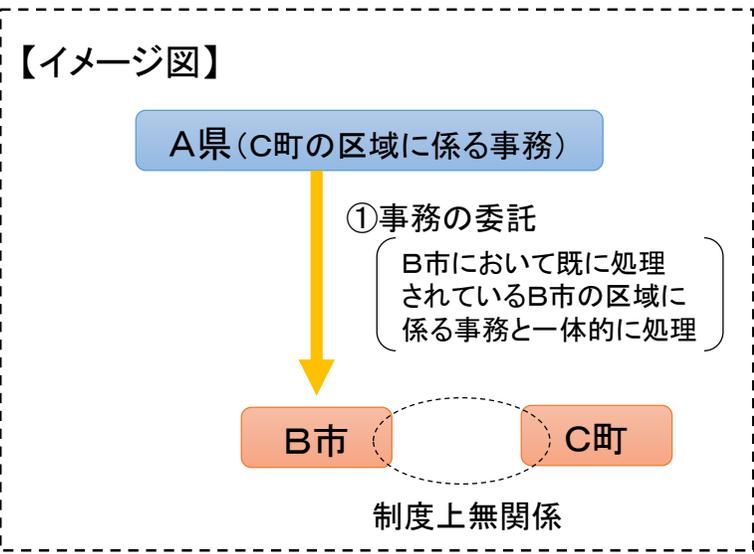
- 都道府県（A県）から事務処理能力を有する市（B市）に、直接、近隣市町村（C町）の区域に係る都道府県事務を委託（地方自治法第252条の14）。
- C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町は、制度上無関係。
- ただし、実際には、いずれの事例でも、A県からB市への事務の委託の判断に際しては、あらかじめC町との間で合意形成がされており、また、B市における事務処理に関し、C町の意見反映の仕組みが設けられている事例もある。
- なお、事務の委託による都道府県（A県）からの事務の再配分については、市町村側（B市、C町）がイニシアティブを発揮する法律上の仕組みは設けられておらず、事実上の働きかけができるにとどまる。

## 概要

✓ A県とB市が協議により規約を定める必要があり、双方の議会の議決を経なければならない（地方自治法第252条の14第3項で準用する同法第252条の2の2第3項）。

区分	保健所業務	生活保護業務	合計
件数	2 (鳥取県⇒鳥取市) (神奈川県⇒茅ヶ崎市)	1 (山口県⇒萩市)	3

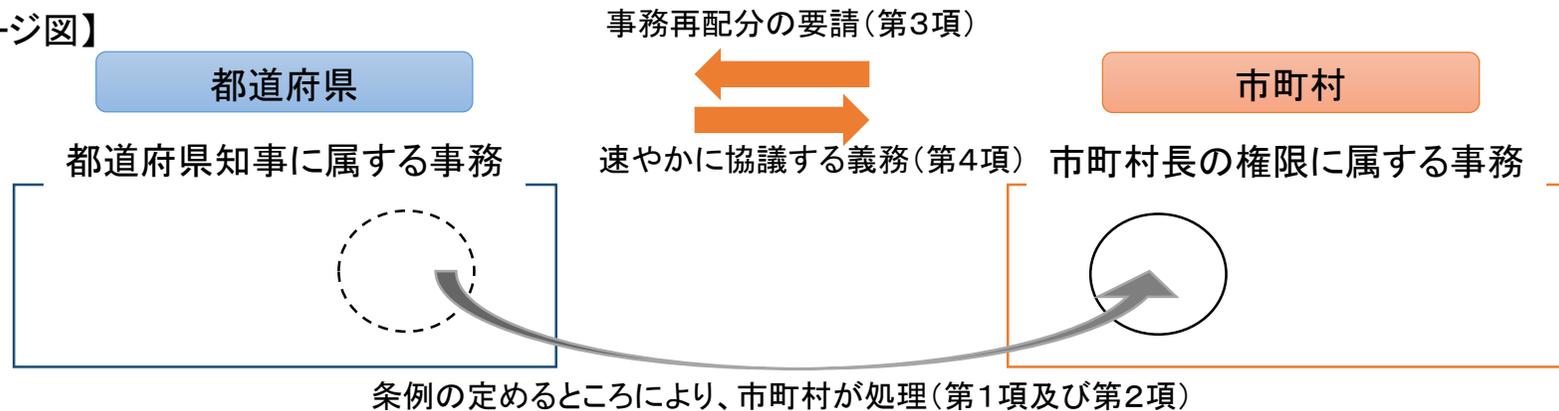
(出典) 総務省「平成30年度地方公共団体間の事務共同処理の状況調べ」



# 条例による事務処理の特例制度と市町村からの要請の趣旨

- 条例による事務処理の特例(地方自治法第252条の17の2)は、都道府県が、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることとするもの。
- 住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるよう、法令による事務配分の制度と併せて、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じ地域において事務配分を定めることを可能とする制度として、平成11年の地方分権一括法による地方自治法の改正により創設された(同条第1項及び第2項)。
  - ※ 地方分権一括法による改正前においては、機関委任の制度により、都道府県知事から市町村長への事務の委任という形式で、市町村の意思に関係なく、知事の判断により市町村長に対し一方的に事務処理を行わせることが可能とされていた。
- 条例による事務処理の特例による市町村への事務の再配分の(事実上の)要請は、市町村から都道府県に対して、従来から行われていたと考えられるが、第27次地方制度調査会答申(平成15年11月)を踏まえ、市町村側から都道府県に積極的に求めていくことができるよう、平成16年に地方自治法が改正され、市町村は議会の議決を経て、都道府県に対し事務の再配分を法律の規定に基づき要請することができるものとされ(同条第3項)、当該要請を受けた都道府県は、速やかに協議する義務を負うものとする規定(同条第4項)が追加された。

## 【イメージ図】



## 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」(第27次地方制度調査会)(H15.11)(抄)

「大都市をはじめとした市町村に共通の課題として、都道府県においては、条例による事務処理の特例の活用等により、基礎自治体の規模・能力に応じて権限を移譲するなど、可能な限り基礎自治体が住民に身近な事務を自立的に処理することができるようにしていくべきである。条例による事務処理の特例は、都道府県の判断により都道府県の事務権限を基礎自治体に配分することを可能とする制度であるが、現行制度では基礎自治体の方から事務権限の移譲を求めることができないことから、基礎自治体が自らの判断により事務権限の移譲を都道府県に積極的に求めていくことができることとする必要がある。すなわち、都道府県知事の権限に属する事務の一部を処理することを求める基礎自治体は、都道府県に対し、事務処理の特例に係る条例の制定等を要請する旨の申出をすることができることとし、都道府県知事は、この申出を受けたときは、遅滞なくその申出を行った基礎自治体の長と協議しなければならない仕組みを導入することが適当である。

# 市町村連携による都道府県からの権限移譲についての論点（案）

○ 都道府県（A県）から、定住自立圏・連携中枢都市圏の中心市等、事務処理能力を有する市町村（B市）には事務が移譲されているが、近隣市町村（C町）に移譲されていない場合においてC町の区域に係るA県の当該事務をあわせて、B市において処理することとする場合、二つの法的スキームがあるが、それぞれ以下のような特徴、課題がある。

① A県から条例による事務処理の特例により事務を移譲されたC町が、事務処理能力を有するB市に、当該事務を委託する手法については、C町が、A県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）に介在。

ただし、実際には、C町において事務処理を行うことは想定されておらず、何らかの要因により、B市とC町の間で事務処理に係る紛争が生じ、事務の委託が行われなかった場合、条例上は、C町において事務処理を行うことになり、事務の執行に支障が生じるおそれ。つまり、事務の処理の安定性が、法律上の事務処理の責任や、実際の事務処理の責任を負わないC町の影響を受けることになる。

② これに対して、A県が事務処理能力を有するB市に、直接、C町の区域に係る事務に委託する手法については、C町の区域に係るA県の事務がB市において処理されるようになるまでの過程（法的スキーム）において、C町は、制度上無関係。このため、事務処理の安定性はC町の影響を受けない。

ただし、実際には、A県からB市への事務の委託の判断に際しては、あらかじめC町との間で合意形成がされており、また、B市における事務処理に関し、C町の意見反映の仕組みが設けられている事例もある。

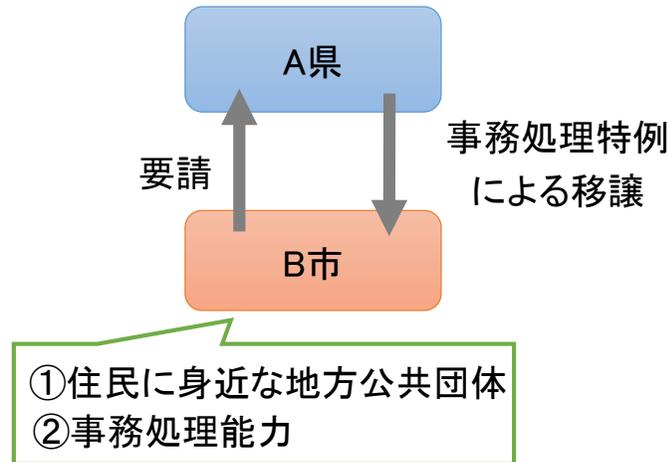
# 市町村連携による都道府県からの権限移譲についての論点（案）

- これら二つの手法を、市町村側がイニシアティブを発揮できるかどうか、という視点で見ると、①については、条例による事務処理の特例による事務の再配分を受けるC町からA県に対して要請を行う法的仕組みが設けられており、要請があったときに都道府県は速やかに協議しなければならない義務。これは、市町村自らの判断により権限移譲を都道府県に積極的に求めていくことができるようにするという趣旨であるが、そもそも「住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるよう」にするという考え方が背景。
- 他方、②については、事務の委託による事務の再配分を受けるB市や、当該区域における基礎的な自治体であるC町からA県に対して事実上の要請を行うことは考えられるが、B市からA県に対して要請を行う法的仕組みは設けられていない。また、そもそもC町はこの法的スキームに何ら介在しない。
- ここで、②についても、実際の事例では、A県とB市の間だけでなく、C町も含めた合意が形成されていることを踏まえ、A県が事務処理能力を有するB市に、直接、C町の区域に係る事務に委託する手法についても、C町を関与させる法的仕組みが考えられないか。  
すなわち、C町が関与する一定の場合に、「住民に身近な行政は、できる限りより住民に身近な地方公共団体である市町村が担任することができるよう」にするという考え方を援用して、B市がA県に対して要請を行うことを可能にする法的仕組みを設けることが考えられないか。

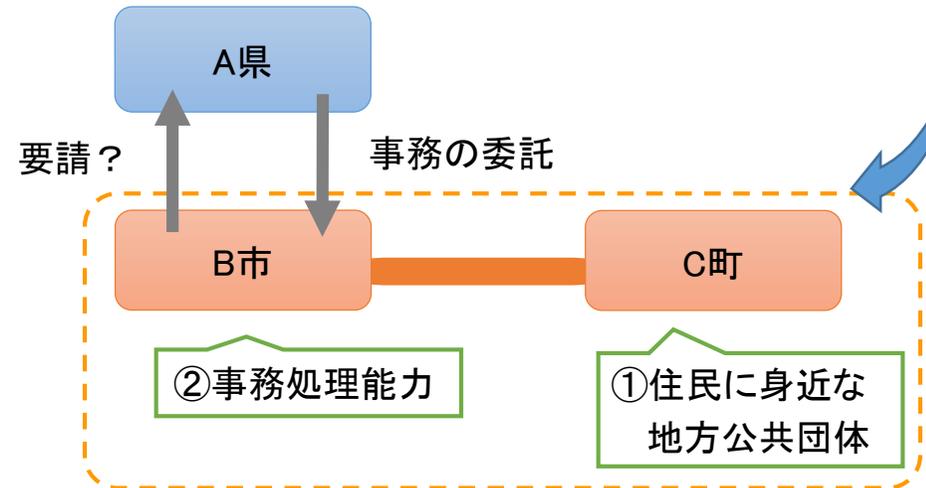
# 市町村連携による都道府県からの権限移譲についての論点（案）

- 具体的には、以下のような場合が考えられるのではないかと。
  - ① B市とC町の合意。B市において事務処理をする場合におけるC町との意見反映の方法等についての取り決め。
  - ② B市が、C町の区域における行政サービスの提供について一定の役割を担う、安定的な関係の存在。

## 条例による事務処理の特例



## 事務の委託



- 定住自立圏・連携中枢都市圏において、中心市は、圏域として必要な生活機能の確保等について中心的な役割を担う。中心市は、この旨を宣言し、近隣市町村と協定（連携中枢都市圏の場合には連携協約）を締結した上で、中長期的な将来像、具体的な取組等を記載する圏域ビジョンを策定。  
このような関係の存在を前提として、中心市と圏域内の市町村が合意している場合には、条例による事務処理の特例の場合と同様、都道府県に対して要請を行う法的仕組みを設けることが考えられるか。

# 定住自立圏の仕組み

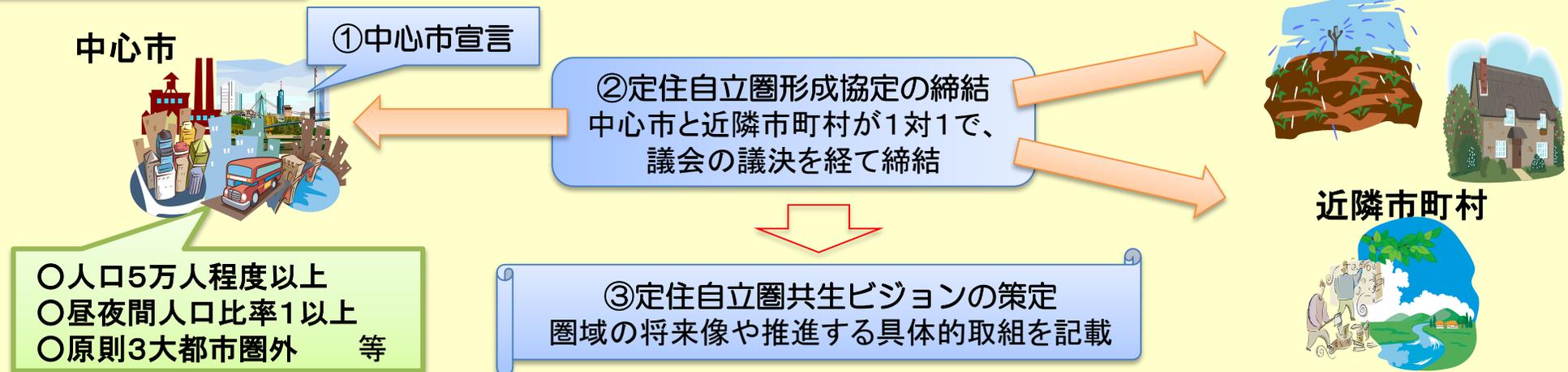
## 定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

### 【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

## 圏域形成に向けた手続



## マネジメントの仕組み

- 中心市が、近隣市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、近隣市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思等を表明(中心市宣言)。
- 定住自立圏の将来像、定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組等を記載する「定住自立圏共生ビジョン」は、中心市が策定。策定に当たっては、民間や地域の関係者を構成員とする「圏域共生ビジョン懇談会」における検討を経て、各近隣市町村と個々に関連する部分について協議を実施。また、ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標(KPI)を設定し、進捗管理。
- 中心市は、「定住自立圏共生ビジョン」に関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設け、定期的に協議。